

(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類		治山・砂防		事業名		砂防						建設部 砂防課									
番号	市町村名	(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了 予定 年度	箇所評価						所管課意見	技術管理室意見	現 地 調 査	第 三 者 見 聞 取 得	県 の 評 価 案	評 価 監 視 委 員 会 意 見	評 価 の 決 定	申 請	採 択	備 考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	茅野市	たまがわ 玉川	砂防堰堤工 1基	450,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所その他、人家215戸が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
2	駒ヶ根市	ひやま 火山	砂防堰堤工 1基 渓流保全工	500,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所及び緊急輸送路が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
3	辰野町	いなとみ 伊那富	渓流保全工	195,000	2022 (R4)	A	A	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所及び緊急輸送路が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
4	根羽村	たじま 田島	砂防堰堤工 1基 渓流保全工	300,000	2024 (R6)	A	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所及び要配慮者利用施設が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
5	天龍村	おおこうち 大河内	砂防堰堤工 1基	220,000	2022 (R4)	B	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
6	木祖村	なつやま 夏山	砂防堰堤工 1基	400,000	2024 (R6)	A	B	A	A	B	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられてる避難所及び緊急輸送路が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
7	塩尻市	ひらさわ 平沢	砂防堰堤工 1基	350,000	2026 (R8)	A	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設、避難所及び緊急輸送路が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	
8	坂城町	おあみ 小網	砂防堰堤工 1基	400,000	2025 (R7)	A	B	A	A	A	A	当該渓流の保全対象には地域防災計画に位置づけられている避難所が立地しているため、速やかな土砂災害対策が必要である	所管課の意見が妥当であると判断する。	—	—	事業着手	—	事業着手	○	○	

